

教員免許更新制の発展的解消（令和4年7月1日）以降の免許状有効性の確認フロー

- ・ 所有している全ての免許状と当該更新等*証明書をご用意ください。（*教員免許更新制に基づく、更新、延期・延長、免除、回復）
- ・ 更新制の発展的解消（令和4年7月1日）以降に初めて免許状を取得した方は、本表による確認不要
- ・ 旧免許状所持者で昭和30年4月1日以前生まれの方は、平成21年3月31日以前に栄養教諭免許状の授与を受けていない限り、更新制の対象ではなかったため、本表での判断によることなく、所有免許状は全て有効

